

認定通関業者の認定の公告

関税法第79条第4項の規定により、下記のとおり公告する。

平成29年3月17日

函館税関長 牧谷邦昭

記

1. 認定通関業者の名称及び住所

ノーススター トランスポーツ株式会社
北海道小樽市港町5番4号

2. 関税法第7条の2第1項及び第2項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて 特例申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

(1) ノーススター トランスポーツ株式会社
北海道小樽市港町5番4号

(2) ノーススター トランスポーツ株式会社 苫小牧支店
北海道苫小牧市一本松町2番地3号

(3) ノーススター トランスポーツ株式会社 石狩中央営業所
北海道石狩市新港中央1丁目202番地1 新港ビル2階

3. 関税法第67条の3第1項及び第6項に規定する特定委託輸出者からの依頼を受けて 特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

2. に同じ

4. 認定年月日

平成29年3月17日